

さいたま市障害者総合支援計画（平成 30～32 年度）の骨子案について（概要）

第 1 章 総論

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

前期計画（平成 27～29 年度）までの成果や課題を点検し、新たな計画を策定する
⇒ 障害者の権利を守り、自立と社会参加を推進する

(2) 計画の位置づけ

- ・市町村障害者計画（障害者基本法第 11 条）
- ・市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第 88 条）
- ・市町村障害児福祉計画（児童福祉法第 33 条の 20）
- ・さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（条例第 6 条）

障害児が追加

(3) 計画の期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間（第 5 期障害福祉計画に準ずる）

(4) 計画策定の視点

- 視点 1 障害者は、まちで共に暮らす市民のひとりです
視点 2 障害者の権利を守ります
視点 3 障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います

(5) 障害者施策の推進体制

市 ⇒ 誰もが共に暮らすための市民会議 ⇒ 障害者政策委員会 ⇒ 市
(実施状況の報告) (施策に対する意見) (提言)

2. 前期計画の進捗状況

(1) 各施策の推進状況

前期計画の基本目標基本施策ごとに実施状況と課題を記載

(2) 第 4 期障害福祉計画の進捗状況

前期計画の数値目標や障害福祉サービス及び地域生活支援事業の実績と課題を記載

3. 障害者（児）をめぐる状況

(1) 障害者手帳所持者数等の推移

(2) アンケート調査等から見る障害者（児）の状況

アンケート調査（平成 28 年 10～11 月実施）の結果を分析

(3) 誰もが共に暮らすための市民会議での意見

市民会議で出された意見のうち代表的なものをテーマ毎に記載

4. 障害者福祉をめぐる動向

(1) 障害者施策の動向

障害者差別解消法の施行や、障害者総合支援法の改正等

第 2 章 各論

基本方針

誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現をめざして
（ノーマライゼーション条例 前文・第 1 条（目的）から）

基本目標 1 障害者の権利の擁護の推進

- <基本施策> ①障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進
②障害を理由とする差別の解消
③障害者への虐待の防止
④成年後見制度の利用の支援

「差別」と「虐待」を分割

基本目標 2 質の高い地域生活の実現

- <基本施策> ①ライフステージを通じた切れ目のない支援
②障害者の自立の助長及び
その家族の負担の軽減のための総合的な支援
③障害者の居住場所の確保
④相談支援体制の充実
⑤人材の育成

基本目標 3 自立と社会参加の仕組みづくり

- <基本施策> ①意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する施策
②障害者の就労支援
③バリアフリー空間の整備
④外出や移動の支援
⑤文化・スポーツ活動の促進

基本目標 4 障害者の危機対策

- <基本施策> ①防災対策の推進
②緊急時等の対策

第 3 章 第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画

1. 数値目標

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針に即した項目

2. 訪問系サービスの見込量と確保方策

3. 日中活動系サービスの見込量と確保方策

4. 居住系サービスの見込量と確保方策

5. 相談支援サービスの見込量と確保方策

6. 障害児支援の見込量と確保方策

7. 発達障害者等支援事業の見込量と確保方策

8. 地域生活支援事業の見込量と確保方策